

発議第8号

三島市議会の議決すべき事件を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 前条の議会の議決すべき事件は、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年9月30日提出

発議者 三島市議会全議員